

## 第6回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議（第2期）に係る議事録

日 時：平成28年10月19日（水）16時00分～17時45分

場 所：市政情報センター ホール1

出 委 員：7人（1人欠席）

次 第：「第6回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議（第2期） 次第」のとおり

- 1 議題1「公共施設の現状分析（1次評価）③について」
- 2 その他

【議事（質疑）】 議題1「公共施設の現状分析（1次評価）③について」

司会：それでは、議事の進行に入る。本日の議題は「公共施設の現況分析（1次評価）」の3回目で、前回からの続きとなる。

前回の会議では、障害者施設、その他保育施設、青少年施設、産業振興施設、公園施設のカテゴリについて説明があり、質疑などを行ったところである。

本日は、個別施設についての説明の続きで、消防施設からとなる。

それでは、説明を事務局にお願いします。

事務局：消防施設の説明に入る前に前回、質問を受けて、回答のできていない指定管理者制度導入後の地域総合センターの利用状況について報告する。

地域総合センターは市域内に6館あり、利用率にすると市が直接、管理運営をしていた平成24年度から26年度の3年間は平均で16.7%、指定管理者制度を導入した平成27年度からは、6館の平均で24.1%となり、7.4%の利用状況が改善されている。

また、地域総合センターの図書室の蔵書規模は、一番蔵書数の多い地域総合センター塚口で約4,900冊、反対に少ない地域総合センター神崎及び水堂で約1,900冊、6館を合計すると約16,700冊になる。この蔵書数が多いかどうかという意味で北図書館と比較すると、北図書館の蔵書数は172,000冊であり、地域総合センター6館を合計した蔵書数は北図書館の約10分の1程度である。

### <消防施設について>

委員：消防団は地域の方がされているということだが、これは希望制か。

事務局：希望制で消防団員を募集している。これには入団資格があり、市内に住所を有するもの、18歳以上45歳未満であること、志操堅固、身体頑丈な者であることということが条件になっている。

委員：給与などはあるのか。

事務局：消防団員としての報酬が支給されている。

委員：消防職員は訓練を行っていると思うが、その場所は近くの学校のグラウンドを借りたり、消防署にあるトレーニングルームで行っているようだが、実際はどうしているのか。

事務局：実際に現地を見に行く機会があったので、西消防署大庄出張所を例に説明をする。消防施設としての建物は小さいが敷地が広く、その敷地を利用して、はしごやタンクを使った訓練を西消防署管内の職員が行っている。このように消防職員は、緊急出動などがあることから、基本的には各管内のトレーニングができる場所で訓練を行っている。

委員：尼崎市の南部は工業地帯になると思うが、この地域はどこ消防署が管轄しているのか。

事務局：市域で南部の工場地帯に位置するのは西消防署大庄出張所になる。指令自体は中消防署に消防本部機能があるので、そこから災害の規模など必要に応じて他の消防署なども出動指令をして対応することになる。

委員：消防車の台数は足りているのか。

事務局：総務省で一定の基準を定めており、その基準からすると台数は少ない状況にある。

ただし、消防施設の配置を見てもらえば分かると思うが、市域にバランス良く配置されており、出動指令を受けてから消防車等が時速 40km の速度で 5 分以内に到着できる一定の基準において市域をカバーしており、総務省の基準よりも少ない台数で運用しているという状況にある。

委員：住宅が高層化してきており、はしご車のように消防車自体も大型化してきているので消防署も公道もそれなりの広さがないと入ることができないのではないかと。

事務局：確かに古い住宅密集地などでは、車が入れないような細い道も多くあることから、市の方でも区画整理を行うことで道路を直線にしたり、幅を広げるなどハード的にも大きな事業を行ってきている。

委員：消防車の台数が基準を満たしているかというよりも、いくら消防施設の耐震化ができていても、消防車自体が大型化してきていることなどを考えると消防署の建物規模が今のままで良いのかということに疑問を感じる。

事務局：委員からの指摘のように消防署によっては車庫の面積が狭く、すべての消防車や救急車を車庫などの屋根がある場所に置けないため、止むを得なく屋外に置いているのが実際である。

やはり、屋外に置くと消防車や救急車が雨ざらしとなり、設備や機能などが痛みやすいことから、できる限り屋根のある場所に置きたいというのが本音で、課題としても認識している。

#### <教育研修施設について>

委員：教育総合センターの機能は、すでに旧聖トマス大学に移転しているとの説明だが、まだ詳細などは決まっていないのか。

事務局：配布している資料が旧聖トマス大学に移転する前のものなので、教育総合センターは現在、旧聖トマス大に移転し、教育・障害福祉センターの建物内にはない。機能としては、すでに旧聖トマス大学へ移転を完了しており、市のホームページなどでは教育総合センターが旧聖トマス大学へ移転したことを周知している。

委員：今後は教育委員会の機能が教育総合センターに移転するという認識でよいのか。

事務局：現在、本庁舎の北館 3 階にある教育委員会の事務局機能が順次、教育総合センターの 3 階、4 階部分に移転することが決まっている。施設の有効活用を考える中で空いたスペースをそのま

まにしておくことはできないこと、本庁舎も耐震化工事のため工事エリアの移転スペースを確保する必要があるので、教育委員会が移転ということになっている。

委員：一時的な移転ではなく、教育委員会は教育総合センターへ全面的に移転ということになるのか。

事務局：質問のとおり、教育委員会の事務局は教育総合センターの3階と4階に全面移転となる。

1階と2階については、今までどおり身体障害者福祉センターと児童発達支援センターたじかの園である。

委員：教育総合センターに隣接している立花体育館はそのままなのか。

事務局：立花体育館については今までどおりである。参考までに立花体育館の一部は身体障害者福祉センターの体育室となっており、そこでリハビリなどの機能訓練をしている特徴がある。

委員：教育総合センターが旧聖トマス大学へ移転するという事は交通の面では不便ではないのか。

事務局：確かに交通の面では、現在のように最寄駅から徒歩で10分程度というのは無理ではあるが、各鉄道駅間を結ぶ幹線と呼ばれるバスの主要路線が通り、バス停が旧聖トマス大学のすぐ最寄りにある状況となっている。

#### <図書館について>

委員：近くなので利用をすることが多いが、玄関周辺が暗い印象を受ける。ある意味、図書館は本を読み心を落ち着けるために行くところというイメージがあるが、現状では落ち着かない感じがする。

事務局：図書館には市民委員から意見があったことを申し送りするが、施設の改修が必要となるとすぐに行うことができないことは容赦を願いたい。

委員：図書館の稼働率について、北図書館は年間貸出冊数÷所蔵冊数で算出している稼働率が350%もある一方で財務面で低いというのはどういうことなのか。

事務局：財務面の偏差値で見ると、図書館は2つの施設しかないで、その平均値に対する偏差値とることから、このような結果になっている。

また、図書館の稼働率の算出方法については、年間貸出冊数分の蔵書数で求めているので、どうしても蔵書数の多い中央図書館が不利な結果となる。

委員：北図書館は稼働率が高いのに成績にあたる偏差値が低いというのは残念な感じがするが、北図書館と中央図書館の2つで比べた場合、蔵書数などの条件も違うことから数値としては絶対的なものではないということに理解した。また、北図書館は古いとは言っても鉄筋コンクリートの建物で築後年数が35年であれば、まだ十分に使える建物だと思う。

委員：旧聖トマス大学の図書館の活用について話が出ていると聞いているが、元々大学の図書館にあった本については寄付してもらおうのか。

事務局：本は寄付で、旧聖トマス大学が元々キリスト系の大学であったことから、かなり専門的な本が多く揃っていると聞いている。そのため、すべての本を一般の方に貸出することが馴染むのかということに課題がある。貴重な本もあると聞いているので、それらの専門的な本については教会などしかるべき場所に寄付をすることも考えていく必要があると思う。

ただ、施設は図書館として十分な機能はあることから、すでに稼働して利用ができるようにな

っている。

委員：専門的な本は別として、一般的な本は市が用意するのか。

事務局：旧聖トマス大学から一般的な本も寄付で頂いたものがあるので、それを利用している。

委員：市民から本の寄付というのは受け付けているのか。

事務局：図書館だけでなく、公民館にも図書コーナーがあることから、寄付で頂いたものは活用をしていると聞いている。

委員：先ほどの北図書館の玄関周辺が暗いという話だが、仕事の関係で施設の管理をしている立場からすると、建物を長く使っていくために設備が故障などによって機能に支障をきたしたり、寿命が近付いていることから事前に取り替えて機能を維持したいという思いは多分にある。

しかし、予算的な問題などがあって危険が及んだり、完全に壊れるまで使い続けることが多く、結果として一部の修理で済んだものが古くなったことにより、設備自体の取替えが必要となり、修理費用が高くなるのが実態である。

北図書館の築後年数から考えると長く施設を維持していく意味では手を入れるべきではないかと感じる。

事務局：委員が指摘のとおり壊れてから直す、いわゆる「事後保全」での対応が多いのは事実である。第1回目の会議でも説明したように尼崎市公共施設マネジメント基本方針においては「予防保全による長寿命化」ということも掲げているので、財政的に厳しい面はあるが、特に新耐震の建物については「予防保全」による対応していくことを考えている。

実際にどの程度の費用が必要なのかということシミュレーションをしてみて、一時に建物の整備を行う時期が集中しないように平準化し、財政負担が大きくなるような整備を行っていく必要があると認識をしている。指摘の点についても、「圧縮と再編」と合わせて検討を行っているところである。

委員：中央図書館は川沿いにあるが、尼崎市にしかない古文書など貴重な本が保存されていると思う。水害や今後来るであろうと言われている地震による津波の影響は受けないのか。

事務局：確かに中央図書館にも貴重な本は収蔵されている。しかし、多くの古文書については中央図書館と同じ城内地区にある文化財収蔵庫の方に収蔵されており、その中でも特に貴重なものは、総合文化センターの高層階に温度管理をされた保管室があり、そちらで収蔵されている。

#### <公民館について>

委員：立花公民館は昭和47年設置でエレベーターがないということだが、大庄公民館は昭和44年設置でエレベーターがあるというのは不思議な感じがする。

事務局：立花公民館にはエレベーターはないが、階段部分に車いすを使用されている方が手すりに沿って昇降ができるような設備が設置されている。エレベーターはないが、車いすの方も対応できるようになっている。

委員：現状、車いすの方が立花周辺で施設を使用するとなると、立花公民館以外に公共施設がないことから不便なように感じる。

事務局：立花公民館の使用状況から、3階のホールは主に行事で使うことが多く、自らの活動として使用される場合は1階、2階の学習室の使用が中心となっていることから、車いすの方には介

助をするなどして対応をしている。

委員：大庄公民館は歴史のある建物を利用しているのか。

事務局：大庄公民館は、建築から 77 年が経過している。元々は大庄村役場の建物で歴史的な価値や非常に有名な建築家が設計をしたということで登録文化財となっている。そのため、現在も外観は当時のイメージを残す形で活用をしている。

委員：もし、地域から今ある公民館がなくなったとしたら、その地域の方が公民館と同じような使い方ができる施設はあるのか。

事務局：計画においては施設を廃止することについて、周辺に代替となる施設の有無についても確認をした上で検討をしている。

委員：小学校などの学校は使えないのか。

事務局：小学校などの学校については耐震化は終了しており、将来的に子供の数も減少する傾向にある中で、文部科学省も学校施設の有効活用を検討するような方向性を出しているため、今後は活用をしていくことも検討する必要がある。

委員：学校を開放することによって問題点もある。

事務局：管理や安全面については、今後は学校開放に向けて解決をしていかなければならない課題であることは認識している。

#### < 体育施設について >

委員：園田青少年体育道場では、剣道と柔道の教室が行われているが、その教室は決まった流派によるものか。

事務局：各教室の流派は把握をしていないが、青少年体育道場については、城内は尼崎剣道連盟、立花と園田が尼崎市スポーツ少年団が指定管理者として運営をしている。

委員：その青少年体育道場で行われている剣道や柔道に参加したい場合は市に申込みなのか、それとも運営団体に申込みなのか。

事務局：参加する場合は市ではなく、各青少年体育道場の指定管理者に申込みことになる。

委員：記念公園にある総合体育館は、過去にテニスの国際大会が行われたなど近隣の自治体にはない設備を持った良い施設である。

事務局：以前はかなり古い施設だったが、建替えを行った際に今のような 2 つの施設をつなげたような構造のきれいな施設になった。

以 上